

重点事項推進WG 横断的制度分野担当SW 第2回会合  
議事録（厚生労働省ヒアリング）

- 1．日時：平成18年3月27日（月）13:30～14:15
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
- 3．項目：一定期間経過後の規制の見直し基準の策定  
・介護保険法
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員、  
山本専門委員  
厚生労働省  
老健局 総務課長 山崎 史郎（以下「山崎総務課長」という）

原主査 お待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

こちらは特に自己紹介いたしません、6人そろっておりますので、よろしくお願いいたします。

今日、司会進行をいたします原と申します。時間は45分ということで、14時15分をめどにと思っておりますが、こちらから質問を出しておりますので、まず15分御説明、御回答をお聞きして、その後30分討論をさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

山崎総務課長 厚生労働省老健局総務課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に資料の方を用意させていただきましたが、私どもの関係でいきますと、介護保険法という法律がございまして、そこで見直し規定というのがございます。これについて少し御説明したいと思います。

「4．定期的見直し条項の有無、その内容」というところで、法律の附則の2条というものと、附則の4条という2つの規定がございました。

その内容をちょっと御紹介したいと思います、ページを打っていませんので大変恐縮ですが、次のページに「介護保険法の検討規定について」という紙がございます。

まず「1 検討規定の内容（別紙）」を御説明したいと思います、今、申し上げましたように「1 附則第2条」と「2 附則第4条」とございまして、具体的内容は恐縮ですが3枚後に別紙がございます。

これは原始法といいましょうか、もともとの介護保険法の規定でございまして、附則の中で第2条は、ここにありますように「介護保険制度については」ということで、ずっと書いていますが、制度全般にわたって法律の施行後5年を目途として、その全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うという規定がございま

した。

実を申し上げますと、昨年これに基づきまして法律を改正してございます。これがまさに検討規定でございます。

一方、第4条に政府はこの法律の施行後10年を経過した場合において、第五章の規定の施行の状況についてということで、規制関係が大変多い部分でございますが、これについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この2つの検討規定が、当初、法としてあったということでございます。

その経緯でございますが、また1ページ目に戻らさせていただきますが、まず附則2条でございますけれども、介護保険法自体というのは、法律を出すときに非常に大きな政治課題でございますして、当時は自社さ政権でございましたが、一度法案を出そうと思って、だめだということがございました。

その中で平成8年6月の段階で、これに関しまして与党間の合意をつくってございます。与党間の合意の中でこういう見直し規定を置くということで、政府レベルを超えて与党の中で決めたというような内容が第1点でございます。

この内容は別紙の後にございまして「介護保険制度創設に関する経緯」とございまして、この中で平成8年6月17日に合意があった形になっています。

合意の内容は、もう2枚開けていただきまして「与党合意事項(抄)」ということで、これも平成8年6月17日です。

3枚目「第十五 検討」というところでございます。これは与党合意の中の一部でございますして、この中に「一 介護保険制度については」と書いてございます。これはまさに法律の条文そのものが、ここにもともと合意事項としてあったわけです。

ただ、この法律として国会に出した時点では、実は5年というのは書いてございせんでした。「その全般について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする」と。こういう形で、法律上も言わば政府提出法案としては、5年という目途は入れないまま出してございます。

次のページを開けていただきたいと思いますけれども、国会審議の中で介護保険法の修正が衆議院で行われていまして、そのときにこの中の1の(2)にございますが、先ほど制度全般の検討規定の検討期限として、法律施行後5年を目途にするということを加えたという形になっています。したがって、政府段階において与党合意に基づいて検討規定を置いて法律を出しまして、5年というのが加わったという形でございます。

そもそもこういう政府段階で見直し検討規定を最初から置くというのは、大変珍しい例でございますして、それほど多くございせん。当時も検討規定というのは、大体修正で入るものなのですけれども、政府段階から入りましたのは、介護保険法をつくる段階において大変大きな制度でしたので、やってみて状況次第によって随時見直すんだということが前提で、まさに政治合意があった、そういった面では少しイレギュラーなものだと思います。

一方、また最初の1ページ目に戻りますが、附則の4条の方ですが、こちらの方はむしろ別の要請でございまして、事業者に関するとか、施設に関する指定制度というのは、規制をつくるという形になっていましたので、これに関しては当時の総務庁の方からの御指摘がございまして、規制関係については10年後経過した時点で見直しを行うという規定を置いてほしいということがございまして、当初からこれは入れてございます。

したがって、附則2条の方はまさに政治的な部分できており、附則4条の方はむしろ規制改革といいたいまいしょうか、総務庁の方からの御指摘を踏まえて両方置いていたのが、今回の規定という形になるわけでございます。

10年の方は、どちらかというところ最初から10年ということ私ども言われていまして、置いたという形になっていますが、5年の方は国会審議ですので、途中で言わばこれはまさに本当に政治レベルで決まったという形になるわけです。

介護保険というのは、もともと市町村が実施している仕組みなのですが、介護の保険料と介護の報酬という2つが大変大きな要素になっていきますけれども、これが大体3年に一度ずつ変わる形になっています。したがって、平成12年度にスタートしまして、平成15年度、次は18年度、まさに今年度から新しい3年間が始まることになります。

そういうことで、第1クールが平成12、13、14年、第2クールが平成15、16、17年になるのですが、制度全般をもう一度見直す場合には、大体第2クールまで見まして、その上で第3クールということをお考えた場合には、ちょうど5年というのは、言わば6年後の第3クールの1年前という形で昨年法律を出したことになります。これは介護保険は市町村が業務をやっていますので、年金等と違いまして、各市町村の準備もあり、すぐに業務がスタートできませんので、やはりちょうど第3クールの1年前という形で、ある面現実的な動きも考えた5年であったという感じです。

したがって、当然法律を施行しますので、施行した状況を踏まえて、結果として第1クールを目指して、その途中で状況を見て見直して、第3クールから新しい制度を始めていくという形で今回制度改正してございます。

あとでちょっと簡単に御紹介いたしますが、相当大的な制度改正でございましたので、市町村は今でも一所懸命準備しておりますけれども、やはりそう考えますと、我々とするところできるだけ早目に見直したつもりでございましたが、見直し規定としては時間的には相当厳しい規定ではなかったのかと思っているわけでございます。

次に、この1ページ目の真ん中にございますが「5. 過去の見直しの経緯」でございます。

まず附則の第2条、5年後見直しを踏まえまして、平成15年以降ずっと検討を行ってきました。最終的に16年7月に見直しの案をまとめまして、去年2月に改正の介護保険法案を提出したという形でして、昨年6月に改正介護保険法が成立し、施設の食

事とホテルコストという一部分だけは外すということを10月に行った上で、これもいろんな現場が相当苦労されたのですが、それを行った上で今年4月からいよいよ全体についての全面施行という形で、今、準備しているという状況でございます。

一方、附則の2条に基づきまして、全面的な改正を行っておりますので、規制関係も見直しを行っております。附則の4条との関係になるわけですが、これは両方とも並行してあるわけですが、下にございます今回の附則4条の関係では、サービス内容の規制を相当変えてございます。

次のページでございますが、そのときにどうしようかという話で、これは総務省等とも御相談したのですが、附則4条でもともと検討規定を置いておりますので、これについては10年後、つまり平成12年からスタートしていますから、22年目ですが、それについてもう一度、言わば今から5年になりますけれども、規制関係についてはもう一遍検討するという形で、そのまま残しているという形になっている次第でございます。

というのが、以上全体的な流れでございます。

あと、改正の内容だけ簡単に御説明いたします。これが全体のパンフレット、今回の内容でございます。1ページ目を開けていただきたいと思いますが、今回の状況でいきますと、左側に制度の状況がございます。この介護保険はスタートしまして5年経ちましたけれども、非常に大きくなっておりまして、かつ利用者も拡大している形で、国民に非常に定着している形です。

特に規制関係でいきますと営利法人、NPOが大変増えていまして、要するにこういう新しい介護サービスということは、1つのサービス産業になり、かつ雇用にも非常に大きな影響を及ぼしたという形になっておるわけでございます。

ただ、一方で逆にいいますと、費用が増えているということで、今回の見直しというのは、介護保険のある程度の意義は大事にしながら、持続可能性ということで、費用がこれ以上急速に増えるということもまた問題になりますので、そこを抑制する形になってございます。

具体的には、次のページに書いてございます。これは全体の早見表ですが、一番左側に書いていますのは、予防重視型のシステムと呼んでいますが、基本的に介護にならないような仕組みを今回はかなり強調してございます。特に軽度者（要支援・要介護1）と呼んでいますが、この方々が80万人から今は200万人まで増えてございまして、この方々ができる限り重度化しないように予防をしていく。もしくは要介護にならないということに重点を置いた給付の見直しを行っております。これが第1です。

第2点目は、先ほど申し上げましたが、施設に入った方が負担が軽いという問題が前からございました。そこで今回の場合は、介護施設に入りました場合に、食費と居住費の費用については、在宅の方も負担されているわけですから負担していただきたいということで、その分を保険から外してございます。今回、医療保険でも同じようなこ

とをやっていますが、そういう給付の見直しを既に10月から施行してございます。

真ん中に3番目がございしますが、これは新たなサービスと書いてございしますが、地域密着型サービスと呼んでいまして、特に認知症のお年寄りですが、この方々に対するサービスというのは、私どもの考えでいきますと、なるべく地域に密着した小規模なものがいいということで、これまでの都道府県単位の規制から、むしろ市町村単位の規制に切り替えて地域型のものをつくっていく。もしくは居住系サービスと呼んでいいますが、いわゆる有料老人ホーム等をもっと充実するといったような内容をここに書いておるわけでございます。

4番目も規制関係でございますが、介護保険は事後規制をベースにしてございます。ただ、その中で残念ながら、不正なものとかいろんなトラブルもございまして、それをもう一度実効ある規制ルールということで今回見直してございまして、1つは介護サービスの情報公開をすべての業者に義務づけるという情報の公表。

2番目は、訪問介護とあって、それぞれのヘルパーさんを含めた専門性を高めること。3番目は、指定する場合に民間の方が申請されますけれども、今は更新制も何もございまして、こういう更新制を入れたり、もしくは民間事業者の場合、取り消しをしても、次の別の会社でつくってくるというケースもございまして、そういうことは当初私どもでも想定していなかったのですけれども、そういった面の規制を今回見直してございます。

あとは、ケアマネジャーの見直しでございます。

そして、5番目は負担関係でございますが、保険料の見直し。要介護認定も見直しを行っているわけでございます。

なお、当初の見直し規定でも想定していましたが一番大きな問題は、右の一番下にございます「被保険者・受給者の範囲」でございました。今は40歳以上の人を介護保険の対象にしておりますけれども、これは非常に議論がございまして、結果として広げるべきだということと、そうでないという両論があり、今回は結論が出ないという形で、これに関しまして、また今回法律で検討規定を更に置く形になってございまして、最終的にこれも与党間の調整で決まったのですが「社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成21年度を目途として所要の措置を講じるものとする」という規定が置かれました。この問題だけは21年度を目途にもう一遍検討するという形で、今回の改正によって更に検討規定が加えられたという形になっておる状況でございます。

以上15分でございますが、まず簡単に御説明させていただきました。

原主査 どうもありがとうございます。簡潔に要領よく説明していただきまして、ありがとうございました。

法案の中身というよりは、今日は手続についてのヒアリングなので、少し絞ってなんですけど、何か御質問はありますか。

私自身は、介護保険の導入のときに非常に関わっていたので、こういう規定が入ってきたのは存じ上げているのですが、介護保険独特の手続を置いたという感じがして、とても大きな仕組みづくりなので、当初からやはり数年経ったら見直してみようという雰囲気、各政党の中にも、勿論行政の中にもおありになって、全体的な雰囲気としては、余りどこからも異論はなくこういうふうな感じになっていったという感じがするのですけれども、それはやはりあるわけですね。

山崎総務課長 私も当時担当させていただいていたのですが、介護保険法案を出すこと自体が大政治問題になっていまして、まず最初に市町村がやること自体が大議論で、地方公共団体は反対でございました。かつ介護保険自体も、家族介護をめぐる問題とか、いろいろな問題が争点となり、法案を出せるかどうか当時の最大の状況でございました。

その中で、当時は菅さんが厚生大臣でございましたけれども、最終的には法案が出せないままの段階で、与党と政府の中で大変大きな議論となり、いつ出すか出さないかとずっと論議がありました。

そのときに与党の中で、このまま放置していると大変な問題になるということで、この合意が作られたわけですが、合意をつくった上でこの法案というのは一旦スタートするけれども、必ず見直すということをかなり強調していました。当時は歩きながら考えるとかと言っていましたけれども、正直いってあのことでやっと法案が国会に出せたという状況ですので、見直すのは言わば当然ではないかというのが皆さんの感じだったと思います。

その後小泉総理が厚生大臣になられるわけですが、国会審議の段階においても当然見直しがあるということで、では何年後に見直しするか、むしろそちらの方に議論は入っていまして、結果として政治的に5年という形になっていますから、最初から言わば見直し規定は当たり前のように議論はされていたと思います。

政府の方はやはり最初から見直し規定を入れるのは、本当はおかしい面があるのではないかということで、与党には言っています。なぜかといいますと、自信のない法案を出すような形になるのではないかと言ったのですが、これは与党で決めたのだからということで、政治決着の下に決まった。したがって、言わば政府の方が決めて出したというよりは、見直し規定はもう政治マターで最初から決まっていた、その中で国会の中で動いていって、5年が決まったという形が実際の姿ではないかなと思っています。

原主査 あと厚生労働省の中では、介護保険法以外にこういう形でつくられたような法律というのはありますか。

山崎総務課長 それが余りないらしくて、介護保険法成立以前の数年を調べたのですけれども、1つだけ見直し規定がございます。ただ、それは年限を置いていません。要するに見直し検討するというのは、そういう規定が1個だけです。

原主査 たった1つぐらいということですね。

山崎総務課長 はい。余り例がないと言われております。

安念専門委員 大変わかりやすい御説明をいただいて、ありがとうございました。

恐らく介護保険の場合は、見直し規定があろうがなかろうが見直さないなどということはあるわけだから、ある意味でどちらでもよかったのかもしれませんが、今、御説明いただいたところによると、既に3種類の見直し規定があって、原始附則の2条が5年、4条で10年、更に平成17年法律77号の2条で、これは被保険者と受給者の範囲ということになっているけれども、しかし社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せてというのだから、これは全部について見直せと言わぬばかりの規定ということになります。そこで、厚生労働省の実務上の仕事の流れとして、この3つの見直し規定それぞれについて、今の仕事はこの見直し規定の仕事だ、今の仕事はこの17年法2条の仕事だと、そんな切り分けには恐らくもうならないのですね。

山崎総務課長 実はもう一つ見直し規定がございます。この前の国会審議の中で、介護予防関係を3年めどに見直せという修正がございまして、従って今のところ見直し規定は3つほど生きております。

被保険者の範囲が21年度です。

介護予防の関係は、これは3年めどです。

安念専門委員 それはどこですか。

山崎総務課長 これはちょっと書いてございません。

安念専門委員 17年法の附則ではないのですか。

山崎総務課長 17年法、今度の法律改正の附則の2条というのがまたございまして、それは国会で修正がございました。これが1個ございまして、もともと今の4条がございまして、今この3つが生きています。

安念専門委員 原始2条は、一応やったと。

山崎総務課長 私は総務課長なもので、局全体を管理する必要があるのですが、正直言って何を毎年やるかはみんなで苦しみながら、かつ3年に一度介護保険料を変えますので、一体どこで法案を出して何を見直すかは、局内もみんなで緊張感を持ってやっています。毎年検討会と審議会を起こさないと大体回っていかないのではないかなというようなのが、我々の意識です。

したがって、常に見直すためにはフォローアップは必要ですので、今年18年度から既に介護予防のフォローアップ体制に入っております、それは1年間かけて定点観測で見ながらやっていくという形が始まっていますから、そういうものがちょっとでも遅れたら、もう見直しができないというのが我々の感じですので、毎年やっては見直し、やっては見直しをやっています。

ただ、ちょっと私が言うと申し訳ないのですけれども、私もこの世界が長いもので、

10年ぐらいやっているのですけれども、介護というのはスタートしてもそんなにすぐにサービスが成熟しないわけです。やはり1年、2年経つのですから、国会の方へすぐに見直せと言われても、スタートしないケースがあるのです。

制度というのは、少し安定させて動かさないと、導入時というのはどうしても混乱しますから、その混乱時のままをそのまま持ち込むと、例えば3年間の見直しをしようと思えば、調査を2年の半年までやって、検討に入って、必死でやって1年かかるわけです。それから国会に出しますので、実質制度改正のためには1年か1年半ぐらいしか、言わばフォローアップの検証と成果評価はできないわけです。

そうしますと、事態はだんだん変わってきて、国会に出す時点でまた変わってきたりして、サイクルがものすごく早まっています、そこが我々としては、こういうサービス関係を持っている法律としては、サイクルがはっきりいってかなりきつい感じがしています。

何せどういうサービスの事業者が出てきて、何が起きて、利用者がどういう満足度かというのは、新しい制度にしますと必ず不平が出ますので、それをやっていると、安定した時点でもう一遍見直すということで、また混乱するわけです。

だから、常に現場の混乱が続いていくということは、現場からも相当言われています。したがって、余りに見直しのスピードが早過ぎるというのは、ちょっと我々も懸念しているところです。

被保険者の範囲の方は、また別です。社会保障の一体見直しというのは何かといいますと、この問題というのは介護保険だけではなくて消費税の話も含め、まさに負担の在り方になりますので、それとよく見極めながらやるべきだというのが議論でございました。

したがって、言わば消費税議論も横にらみしながら検討すべきだという趣旨で、書かれています。したがって、相当政治的なマターですので、こちらの見直しの方は単なる定期見直しというよりは、政策判断としての見直しマターだと我々は認識しています。したがって、現場をウオッチしてやる見直しと、そういう政治的な見直しというのは、2種類あるというのが我々の今の気持ちでございます。

大橋専門委員 相当難しい見直しを実現して、殊に敬意を表したいと思っておりますけれども、2点ほど今の安念先生の質問に関連して、見直しの時期というのは、どういう考え方で設定すればいいのかということです。今のお話だとある程度制度が成熟しているというか、そういうことが前提条件だというようなお話だったけれども、制度の成熟というのは、一般論でいえば何で測るのか。例えば介護保険の場合には、何を大体目安として考えればいいのかということ、それが1つです。

もう一つは、一応見直しをされたわけだけれども、見直しをされたときにどういう御苦労があったのか。例えば介護保険事業そのものは、実施レベルでは自治体がやって、厚生労働省がやっているわけではないので、企画立案はそうかもしれないけれど

も、そういう地方公共団体を巻き込んだ形での見直しというのがスムーズにいったのかどうか。

あるいは別の言葉で言えば、地方自治体の協力というのが十分得られたのかどうか。

更には見直しをするに当たって、地方自治体を巻き込むためにどのような交渉をされたのか。その辺の御苦労があったならば、お聞かせいただきたい。

この2点をとりあえずお願いします。

山崎総務課長 介護保険の場合は、先ほど申し上げましたように、3年が1クールの事業でございまして、したがって、見直しというのは制度改正ですので、新しいサービスをスタートするということは、保険料も変わりまして、サービスも違ってきます。

したがって、私どもの実務的にいけば、必ずこれを見直すときには3年単位をまず頭に置きます。そうしますと、12年の次は15年、18年、21年となります。基本的にこの選択として5年というのは、私は政治的に決まったと思っておりますが、結果として見ますと、ちょうど18、つまり2クール、6年間やって新しく始まる時というものが、ある面一番物事がそれなりに定着してきた時だったと思っております。3年だけですぐ変えるというのは、特に介護保険のように大きな制度の場合は、1年目は混乱しますので、2年、3年でやっと落ち着いた時点で、もう一度変えるというのは、現場できっとついていけなかつたろうと思っております。したがって、ぎりぎり6年間、実際は4年半ぐらいの状況を見て検証しまして、それがサービスとしてある程度認知度が高まって、できたと思っております。

介護保険に関する世論調査を政府でやっていただいておりますし、各新聞がやっていたのですが、毎年毎年我々もウオッチしてございまして、たった3年、4年の時点で介護保険が非常に定着して、かつ制度の導入がよかったという方が世論調査でいくと6割を超えていました。したがって、ある面これは安定したなという感じは、私どもとしては見られたという感じがしております。

一方、今回の見直し改正は、ある面の大変さがありましたのは、介護保険が予想以上にうまく定着しましたので、自治体もそうですし、サービス関係者も利用者もこれ以上改正しなくてもいいのではないかと、そういうイメージがございました。つまり微調整でいいはずだと。導入するときに大変な苦労をいたしましたし、施行までに3年ぐらいかかってやっておりますから、関係者もかなり疲れていた状態になっていましたから、今回の改正は大きなものにはならないだろうというのが、大体の予想でございました。したがって、今回大きな改正をすること自体が、ある面みんな意外だったというように思われます。

そこで先ほど言いましたように、平成15年段階から実は作業を始めてございまして、いずれにせよ17年に出すためには、15年から始めませんと、間に合いません。加えて今回の改正は、基本的には費用抑制面の強い改正ですので、軽い方の給付や施設給付を

カットするということですから、我々自身から言いますと、もしこれをやらないとすると次の12年後までぱっと飛んでしまい、10年経つともうカットすることもより難しくなるのではないかという気持ちを非常に持っていました。これがずっと10年間いきますと、言い方が悪いですけども既得権化しますので、どうしても混乱はありますけれども、是非ともやりたいというのが我々の気持ちでございます。

問題の市町村ですが、市町村からは介護保険のスタート当初に大変な反対がございました。市長会も町村会も反対だったのですが、結果として地方分権の市町村としては非常にやりやすい制度ということで、制度のスタート当初から自分たちの制度だという意識を持っていただきまして、かつ介護保険というのは保険料を自由に設定しますし、サービスも自由ですので、言わば地方税よりはるかに地方分権的な財源構成になっています。そういった面では、市町村はこれについては協力的といったらおかしいですが、非常に前向きに取り組まれました。

かつさっき言った軽い方を含め、急速な財政膨張がありますので、それは市町村の財務関係といいましょうか、首長さんはどこかで非常に不安感がありましたので、そういった面では今回いろんな反対もありましたけれども、市長会、町村会にはある面前向きに検討していただきました。

その上で、やはりこれは自治体の仕事ですので、私どもはそこをいつも考えていまして、介護保険をつくる段階で勿論会議はやりまして、これは県ではなくて市町村ですから、直接市町村にどうやって情報を提供するかが最大のテーマです。したがって、それこそ衛星放送を通じたり、あらゆる手段で流して、かつ今もそうですけれども、私どもの介護保険の指導官は、市町村の職員に出向していただいています。常にそういうような人事も交流させていまして、ちょっと言えばすぐ動く形の体制をかなりつくってきました。

政令市は全部そうですし、あとは定点市町村というものを持っていまして、政策をやるときには定点市町村にぱっと投げまして意見を聞いて、可能性やどういう問題があるかということがわかって、我々はやるという形で、そういう情報網というのでしょうか、これは今も持っていますけれども、それでやっているという形ですので、最終的にはいろいろありましたけれども、短期間のうちにかんりのものができたのではないかと考えています。私どもが市町村と直接やる仕事というのは余りないもので、そういった面では介護保険をつくる時に、いろんなつくったノウハウが今回もちょっと活かされたという形ではないかと考えております。

原主査 私もちょっと地方自治体と関わっているのですが、一所懸命やっけていらっしゃるのはよく存じ上げています。

いかがですか。何かございますか。

黒川委員 最終的に21年にまた見直すというのは、それはもし21年度に見直しが終わったら、そこで安定していたら、その後は見直しの規定はなくなるわけですね。

山崎総務課長 いや、きっとなくならないと思います。

黒川委員 今の話だとそうはならないことはわかるのですが、規制改革会議の方は、感覚として、どちらかというとなん年も前につくられたものに関して、もう有名無実化しているものに関してはなくしていこうということがとても強いのと、どの制度も一度つくったら、5年おきぐらいにきちんと定点で見直していくということをしよというところだから、恒常的に制度として定着できないだろうかという認識があるのです。

この場合は立ち上げの話ですが、これも10年、15年経つと、その後のときというのは、恒常的にそういうルーチンワークとして行政側はいつも認識しているというのは、どうだろうかということです。

原主査 重ねての質問になるのですが、これまで例えば法律をつくる時には、こういった見直し規定というのは、なかなか付けてもらえなくて、附帯決議でようやく入れて、5年後ぐらいに見直しが法律によってはあるという感じでした。

今回の場合は、新しくそしてまた大きな制度のために、条文の中にもこの規定が入っているというわけで、3つも4つもとなると、法律の作り方として見直し規定を必ず入れていく。例えば5年ごとに見直していくというのを、これらかの法律の作り方とするという考え方も一方であると思うのですが、そういう考え方と併せると、今どんなふうを考えていらっしゃいますか。

山崎総務課長 このパンフレットの2枚目を見ていただきたいのですが、我々の意識は見直し規定がなくても、見直さざるを得ないという気持ちを持っています。これは111と書いてありますところで、右上のグラフは高齢者数ですが、今、2005年辺りにいますけれども、2015年にベビーブーム世代が65歳に到達して、そして2025年に彼らは75歳になるわけです。この2015年と2025年、更にいうと2035年までは介護の問題というのはきっと毎年毎年激変していくだろうという気持ちを非常に持っています。

したがって、何もしなくても、この制度をある程度維持するためには、こういう人口構成に影響する制度というものを、不断に見直していくというのが必要だと思います。年金は今年度毎年改正にしていってしまいましたが、医療もそうです。したがって、社会変化の非常に激しい分野でやっている制度というのは、ある面自動的に自分たちで見直していかない限りもたないというのが、我々の基本認識でございます。

一方、ある程度社会的に安定した制度というものもありますので、それがこの5年のペースで見返すのがいいのかどうかというのは、正直いって5年は非常に忙しいもので、今、申し上げましたように、5年というのは2、3年でレビューしてやるという作業ですし、法案というのはどうしても通るのが遅くなります。例えば今年の医療保険でも6月とか7月になります。つまり7月からスタートできないわけです。そう考えますと、1年前をみんな考えていくわけですから、5年というのは実は4年しか

ないという状態になりまして、制度の施行の準備のためには、さっき言ったように3年目からやらないと間に合わないということになりますと、検証する時間が短くなります。普通のサービスで5年というのは、それが政府全体が動き始めたら、私は相当な仕組みを考えないといけないと思います。

黒川委員 片一方で例えば政策評価法という法律があって、例えば介護保険という政策があるとすると、それはコンスタントに政策評価として見直さなければいけなくなってきましたね。

公共事業に関して言えば、終わってしまえば別ですけども、5年経って、10年経ってすべての公共事業に関して、つくっているプロセスについては、すべて5年見直し規定が付いていますし、いろいろなものが政策評価とか事業評価ということを前提にして、5年という循環になっています。

例えば、河川計画などでいうと、45年とかという計画なのに、どこかで5年を見ても、何の意味もないような5年になるのだけれども、全公共事業に関しては5年、10年という見直し規定が付いているのです。だから、何か見直すというと、財政的な見地から、これで本当にいいかどうかと見直そうとする。つまり内容そのものよりも、やはり5年おきに一定の間隔で見た方がいいというロジックは、一方で成り立つのではないかと思っています。

山崎総務課長 問題は社会的な広がり、主体がだれかということだと思います。

例えば介護保険の問題でいけば、我々が見直しても、最大問題は自治体すべてを動かし、何百万の人間のサービスを変えていく仕組みです。したがって、一体どれだけの影響と準備が必要かということが最大の問題です。

黒川委員 これは自治体も全部の事業について、コンスタントに見直し規定があって、毎年事業評価をやるのが当たり前になっているのです。だから、全部の自治体の人がやるのは当たり前になっていて、担当者はそれがコストベネフィットでできなければいけなくなっているのです。だから、そんな心配をすることはしないのではないかと思います。

山崎総務課長 心配しているわけではなくて、制度によると思います。関係者もかなり限定された見直しというのは、私は結構回っていくと思うのですが、社会の相当基盤ベースをつくるようなものについてはどうかと思います。やはり日本の社会というのは、私の気持ちですけども、上が決めても下が大変うまくアジャストメントしてぴったりと動いているわけですから、それを上がふらふらいきますと、やはり自治体関係者にすると、やっと定着したのにまた変えるのかというのがあると思います。制度のインパクトの大きさによるのかもしれませんが、今回も相当大きな改正でしたので、常に何か安定しないままという感じは少し危惧をしています。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

見直しですけども、さっきおっしゃられたので、保険料だとか給付というのは3

年ごとの見直しの規定があるわけですね。それはわかりましたけれども、そのほかにシステム全体についての見直しをやった場合に、既得権者というのか、それまでの原始システムの中にいた人というのは、新しく制度を変えるときに、もう御破算にして、全く新しく全員が乗り移るといって見直しの中で対象にしておられるのか、それとも既得権というものは、ある配慮をするのか、そこら辺はどうなのですか。

山崎総務課長 種類によります。例えば今回の介護の予防の部分ですけれども、サービス内容を相当切り込むわけですが、要介護認定というのは最大限1年間で更新するわけで、更新時点で切り替えます。したがって、平成18年度時点で、最終的にはばらばら全部切り替わってきます。

したがって、そういうケースと、もう一つは施設給付の問題がありますけれども、所得の低い方とかはもう入っていらっしゃる方がいらっしゃいまして、この方々を突然外してもどこへも行けませんので、この方々ははっきりと亡くなるまで経過措置を講ずるといって格好で、相当内容によって違ってきます。さっと切り替えるのと、ある程度経過措置を置かないとできないというようなものを、相当変えていますし、変えざるを得ないということです。

鈴木主査 それだけいろいろ激しく変えなければいけない。それは時代の要請によって変えるのは私もよくわかるのですが、そうすると周知方法というのは、どういうふうにしておられるのですか。

山崎総務課長 それが一番問題でして、窓口は市町村になるわけですが、市町村だけだとできませんので、例えば我々が一番使いますのは、サービス関係のケアマネジャーです。ケアマネジャーは、実際にサービスの部分をやっていますので、言わばサービス事業者といいたいまいしょうか、そちらに相当周知するというのも効果があります。

今回もそうですけれども、そういうところを相談窓口と呼んでいます。必ず相談窓口を相当持っていますし、我々が作った情報は今、逐次ファックスで、ファックス情報ということで全部流してしまっていて、いちいち通知していたら間に合いませんので、それは関係団体などにも必ず流れるような形でやっております。

そうしますと、ケアマネジャーさんなどは自分の仕事としてわかっていないと困りますので、どちらかという行政よりはるかに一所懸命勉強しまして、そういう方々が結局現場を支えてくれているという形です。それでもやはり時間をおかないと、ケアマネジャーさん自身も混乱しますので、やはり1年ぐらいはちゃんとおいてやっていくと。制度改正が終わった後からずっと我々は研修をやっています、今までやっていましたが、大体今の時点では落ち着いてきたという感じになります。

大橋専門委員 もう時間が過ぎたので、1点だけお願いします。

見直しと情報公開との関係なのですからけれども、当然見直しをするときにどんな項目について、どういうところに、いつごろまでにやるかというような見直し計画というものをつくると思うのだけれども、見直しの計画についてある程度パブリック・コメ

ントのような形で国民にいろいろ聞くというようなことは行ったのかどうか。それと同時に見直した結果というものは、どういうふうに国民に情報公開がされたのかどうか。もししていないのだったら、なぜしていないのか、その理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

山崎総務課長 まず最初に今回の見直しというのは法律改正ですので、法律とか政省令は、今は必ずパブリック・コメントをやるようになっていきます。したがって、そういう言わば制度としてのパブリック・コメントは勿論やっています。

ただ、それだときりぎりぎりでなってしまうので、結果として去年法案を出しましたけれども、法案を出す段階の1か月前に必ずパブリック・コメントをとるようになっていきますので、それはそれでやっているのですが、その前から先ほど言いましたように審議会と検討会というものをやっています、これは全部公表しています。かつ割と介護関係というのは、サービス事業者の方もいらっしゃいますし、いろんな方が入っていらっしゃいますので、簡単にいいますと、大体1か月に1回か2回そういう検討会をやっています。そこは全部オープンにやっています。そこからの情報発信がものすごく出ていまして、これに対する国民からの声というのは、しょっちゅう、毎日我々のところに来ている状態です。こちらは当然それに対して答えますし、かつなぜこういう制度なのかということは、常に情報を提供するという形でやってきているつもりであります。当然反対論はありますけれども、私らの介護保険というのは情報公開も一番最初に踏み切った制度ですし、そういった面では、大分やっている方ではないかなと思っています。

原主査 ちょっと時間を過ぎましたけれども、丁寧な御説明ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。